

呉市教育委員会会議録
(平成29年4月21日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年4月21日定例会

- 1 開催日時 平成29年4月21日(金) 16:00開会
16:28閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 1人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）」の実施について
- (4) 教議第14号 呉市教科用図書採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- (5) 報告第5号 寄附受納について
- (6) 報告第6号 専決処分について

(16:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年3月21日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、議会に諮る案件のため非公
開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、それでは、本日の議題についてはそのように決定さ
れました。

教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）」の実施について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第13号「「教育委員会事務点検・評価（平成28
年度事務事業対象）」の実施について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、教議第13号「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業
対象）」の実施について説明させていただきますので、資料の1ページを御覧く
ださい。

「1 基本方針」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行
の状況について点検及び評価を行うこととされています。

呉市教育委員会では、平成20年度からこの事務点検・評価を実施しておりまし
て、今回で10回目の実施となります。この点検・評価につきましては、今年度も
資料にあります実施方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

「2 実施方針」の「(1)点検・評価の対象」を御覧ください。対象課題につ
きましては、各課が重点課題と位置付けているものから抽出いたします。

今年度の対象課題について御説明いたしますので、資料の6ページをお開きく
ださい。

欄の左に昨年度の対象課題、右に今年度の対象課題を記載しております。今年
度の対象課題につきましては、全部で14テーマとなっております。

昨年度から変更いたします点は2点ございます。1点目、教育総務課の「適正
規模を目指した学校教育環境整備の推進」につきましては、「呉市立学校統合基
本方針」に定めました目標年度を明記した学校統合が平成27年度で終了している
ことから、今回は対象課題としないものです。

2点目は、文化振興課の「美術館の利用促進」に変えまして「青少年育成事業

の推進」を対象課題とするものです。美術館につきましては、平成27年度から指定管理制度に移行し、指定管理者の下で、特色ある展覧会の開催と入館者数の増加に向けた取り組みを実施していることから、対象課題としないものです。なお、新たに対象といたします「青少年育成事業の推進」につきましては、成人式を地域開催に移行して概ね10年が経過することを受けまして、今一度、点検・評価を行うために対象課題とするものです。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

「2 実施方針」の「(2)点検・評価の内容及び方法」を御覧ください。各課が抽出しました対象事業ごとに、平成28年度の実績や事業実施に要した費用、成果などを点検・評価シートを使って整理いたしまして、課題の洗い出しを行います。また、報告書にまとめていく過程におきましては、学識経験者や教育委員の皆様のご意見をいただきながら、最終的な評価と今後の取り組み、方向性を集約していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

2ページをお開きください。

「3 昨年度からの変更点」を御覧ください。

点検・評価シートの様式を3点変更したいと考えております。

変更点を点検・評価シートの様式に沿って御説明いたしますので、資料の4ページをお開きください。

1点目の変更は、真ん中あたりにあります「平成28年度事業（取組）実績」の上に新たに「成果目標」の欄を設けるものです。これは、対象事業の目標をできるだけ数値化して明記することによりまして、より客観的な効果検証を行うことができるようにするものです。

2点目は、「事業費」欄の変更でございます。これは、対象事業の実施経過をより分かりやすくするために、昨年度、様式に追記いたしました事業費欄を拡充いたしまして、過年度決算額を従前の1か年分から2か年分記載できるように変更するものです。

3点目につきましては、5ページを御覧ください。上から2段目の「課題解決の取組」でございますが、従前の様式では、「課題に対する分析」といたしまして、「課題を克服できない理由」と「課題を克服するために必要な取組」に分けて記載するようにしておりましたが、今年度は「課題解決の取組」といたしまして、この2つの要素を併せて記載するように変更するものです。

続きまして、実施スケジュールについて御説明いたしますので、資料の2ページにお戻りください。

「4 実施スケジュール」を御覧ください。各課において自己点検・評価を行った後、6月下旬に学識経験者からの意見聴取、7月下旬の臨時教育委員会会議で教育委員の皆さんとの意見交換を行い、8月定例教育委員会会議で最終的な承認をいただいた後、9月議会の初日に議会提出していく予定としております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第13号「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）の実施について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第14号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第14号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

高 橋 課 長 教議第14号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定」について御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

「1 改正の趣旨」を御覧ください。この度の改正は、昨年5月12日の臨時教育委員会会議で、「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策」について御報告させていただいたことを踏まえて、今後の教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備等を行うものです。

「2 主な改正の内容」を御覧ください。大きく3点です。

1点目は、選定委員会の委員に係る改正です。ア、イの2つです。

アとしまして、道徳に関する教科用図書の選定に当たるため、呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する道徳部会の代表校長を選定委員に加えます。

イとしまして、指導主事を選定委員に任命する対象者から除外します。

2点目は、今、申しました指導主事を調査・研究委員会の委員に任命する対象者に加えます。選定委員と調査・研究委員会の委員は、重複することはできません。

3点目は、その他として根拠法令の改正に伴う引用規定の整理等を行います。

「施行期日」は令達の日でございます。

今申しました改正内容を「4 新旧対照表」で示しております。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第14号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 ただいま御説明をいただきましたが、昨年5月の臨時教育委員会の会議で改善策の御報告をしていただきました。そこで示されていた内容は、今回の規程の改正案にどう反映されているのか教えていただけないでしょうか。

高 橋 課 長 昨年報告しました改善策では、今後見直しを行う点として、指導主事の関わり方、選定委員会と調査・研究委員会の人数や構成メンバー、開催日程をあげています。また、採択の方針や手順を規程とは別に定めることにしております。

今回の規程の改正案では、指導主事を調査・研究委員に位置付けることにより、より専門的な視野から綿密な調査・研究を行うことができるようにしております。

なお、その他の選定委員会と調査・研究委員会の人数や構成、日程等につきましては、本規程の改正案の採決を受け、5月の定例教育委員会会議において、「平成30年度使用教科用図書の採択手続について」の中で報告させていただく予定でございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

森 尾 委 員 はい。

教 育 長 そのほかに御質問、御意見がございましたらお願いします。

香 川 委 員 8ページの2の(1)のところで、道徳に関する教科用図書の選定に当たるためとありますが、道徳の教科書も、これまでの教科書と同じような手続きで採択を行うのでしょうか。

高 橋 課 長 平成27年3月に学習指導要領の一部が改正されまして、道徳が特別の教科道徳として、教科に位置付けられました。この一部改正は、小学校では平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から施行されることから、平成30年度に小学校の道徳で使用する教科用図書を今年度採択することになります。採択は、これまでの教科書採択と同様の手続きで行います。

以上でございます。

香 川 委 員 はい。ありがとうございます。

それでは、どのくらいの発行者が道徳の教科書を発行しているのでしょうか。

高 橋 課 長 道徳用教科書の発行者につきましては、新聞等の情報によりますと、8つの発行者がそれぞれ低・中・高学年用の教科書を発行すると聞いております。

香 川 委 員 はい。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

香 川 委 員 はい。

教 育 長 ほかに御発言はございませんでしょうか。

船 尾 委 員 議案の中の改正案を見ると、指導主事が選定委員ではなくて、はっきりと調査・研究委員に任命されるようになっていきます。指導主事は教科の専門性を持っている方なので、今後もより専門的な視野というところから、綿密に調査・研究を行っていただけたらと思いますので、その点をお願いしたいということ、資料作成に当たっては、複雑なものではなくて明確で分かりやすい資料にさせていただいて、誤字、脱字、誤記載等が多発するようなミス在今后二度と起こさないように堅く心に留めていただいて、今後の業務に当たっていただきたいと思います。

そういうことを要望としてお伝えしたいと思います。

高 橋 課 長 はい。

教 育 長 そのほかに御意見はございませんでしょうか。

水 野 委 員 この教科用図書の採択に関する規程が、この度このような改正案で改正されるということで、私もこの改正案を見させていただいて、今までより、より綿密な教科書の調査・研究を行うことが可能であると思います。昨年の臨時会で示された改善策は、非常に良くできていると思います。そうは言いつても、実際にあれだけのミスがあったわけですので、チェック体制が機能していたとは言えないだろうと思います。今後は、二重三重のチェック体制を確実に機能させることや、分かりやすく簡潔にまとめた資料作成の手順を確立していただくなど、特に

注意して選定をしていただきたいと思います。

高橋課長 はい。

教育長 そのほかに御質疑、御発言はございませんでしょうか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第5号 寄附受納について

教育長 次に、日程第5の報告第5号「寄附受納について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

細本参事補 それでは報告第5号「寄附受納について」報告いたしますので、資料11ページを御覧下さい。

この度、呉マリンライオンズクラブ会長の今林砂緒里氏より、呉マリンライオンズクラブ創立15周年記念事業の一環として、呉市立呉高等学校に対し、計137,500円相当の物品の寄附申し込みがあり、これを受納することといたしました。

寄附の内訳は、バスドラム、バスドラムスタンドなどコンサートバスドラム一式でございます。

資料中段にイメージ写真を添付しておりますので、御参照下さい。

なお、御寄附いただいたコンサートドラム一式は、甲子園初出場を決めた硬式野球部を応援するために甲子園に持ち込み、アルプススタンドで使用させていただきました。

今後も、吹奏楽部の活動や学校行事などに使用させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま事務局から日程第5の報告第5号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

報告第6号 専決処分について

教育長 それでは、日程第6の報告第6号「専決処分について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

金本課長 それでは、報告第6号「専決処分について」を御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

本件は、4の「損害の状況」にありますように、小型乗用車を運転中の当課職員が、左車線への進路変更を行った際に、後方を走行中の原動機付自転車が転倒し、相手方を負傷させるとともに、当該車両に損害を与えたことにつきまして、

地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年3月23日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

1の「賠償の理由」につきましては、交通事故による相手方の負傷及び車両損傷でございます。

2の「賠償金額」は、25万3,918円でございます。

3の「賠償の相手方」につきましては、呉市に在住するA氏でございます。

4の「損害の状況」につきましては、先ほど説明いたしましたように、相手方の負傷とともに当該車両に損傷を与えたものでございますが、相手方の負傷の状況につきましては、左前腕部、左膝の挫傷、及び左大腿部、右母指の打撲の診断を受けた後、通院治療を経まして、4週間後に治癒したとの報告を受けております。

賠償金額につきましては、自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済が適用され、保険会社を通じて支払いを完了しております。

本件につきましては、6月定例会において、議会報告を行う予定でございます以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第6の報告第6号「専決処分について」の説明がありました。したが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(16:28)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 水 野 良 行)

(平成29年4月21日定例会)